

第 5 回名張市市民自治検討委員会議事概要

日時：平成 16 年 12 月 17 日（金）午後 6 時 00 分～午後 8 時 30 分

場所：市役所庁議室

委員出欠状況：欠席...山下委員

市・事務局：企画財政部 志村部長、総合企画室 小島室長、高嶋主査、栗山
生活環境部 市民活動推進室 橋本室長、荻田主査
// まちづくり支援室 松下室長

進行 志村部長

- ・ 開催のお礼

（委員長）

- ・ あいさつ
- ・ 第 3 回、第 4 回の議事録がお手元に届けられています。これについて、修正箇所などや不行き届きな点があれば、申し出て下さい。期限は来週月曜日（12 / 20）です。

（事務局）

資料「名張市自治基本条例検討案」に基づき、前回課題となっていた自治の原則について説明を行う。

- ・ 事業者を市民とは別に掲げるという意見について、岸和田市では事業者を市民のなかに包含したうえで、事業活動を行うものとして特出ししているに過ぎないので、事業者を特出ししない方が良いと考えています。
- ・ 委員長より意見があったように、市民自治の原則のひとつとして、人権を掲げるものとしたい。多摩市の例を見てみても、人権が市民自治の原則として掲げられています。
- ・ オンブズマン制度については、行政相談員制度も生かしながら、その必要性も含めて、中長期的な取組みにしたいと思います。
- ・ 公益通報制度については、法律が 2 年後にスタートするので、自治基本条例に盛り込む方向で考えています。

その他、資料「自治基本条例検討（試案・H16.12.17・第 5 回）」及び「基礎的及び包括的コミュニティ及び市民公益活動等の関係」に基づき、説明。

（委員長）

- ・ 市民自治の原則について、何か意見はありますか。

(委員)

- ・ 市民と謳われているが、住民と市民の違いはどこか。

(事務局)

- ・ 先程、市民投票の説明で「住民」と表現しているのは、事業者や名張市で働いているだけの方は、住民投票に関わることが難しいと思われるので、「住民」という言葉を使用しています。また、地域づくりやコミュニティの場合、住んでいる人が唯一、まちづくりの対象者であり、構成ということから市民と住民を分けて表現しています。

(委員)

- ・ 市民投票における投票資格者を18歳以上とした場合、18歳未満の人は市民に入らないということか。
- ・ 市民公益活動の場合は「住民」となっているが、名張の企業で働いている人や上野から来て、公益活動をする人は住民であり、市民ではないのか。

(事務局)

- ・ (上野から働きに来ている人は)住民ではなく、市民です。

(委員)

- ・ 企業で働いている人でも、社会福祉協議会に参画していたり、企業で自主防災隊を組織している企業が沢山あります。
- ・ 例を挙げると、何十年か前にタカキタの自主防災隊は、ポンプを車に積んで市民の火災に貢献したことが沢山あります。これなどは確かにコミュニティだと思います。
- ・ その時々解釈で、入れたり抜いたりするという解釈で良いのかと思います。

(委員長)

- ・ 「市民」という言葉を定義するならば、これはこれで良いと思います。
- ・ ここではあえて市民とすることで、政治学なシチズンを意識し、住民票の有無は問わないという思想に立っている訳です。住民投票に関しては、一定の条件を定めると別にしておけば良いと思います。
- ・ 先程の説明では、地域に根付いて生きている市民のことを「住民」、名張市にひろく住んでいる市民のことを「一般市民」ということです。
- ・ だから、「住民」という言葉を使うなら、「市民」に対して「住民」という定義が

いると思います。

- ・ 協働の定義ですが「多様な主体がその責任と役割分担を理解し、協力して地域課題の解決にあたることをいう。」とありますが、市民同士だけでなく、行政側にも市民は参画しています。
- ・ 行政は、市民活動や地域のコミュニティ形成活動に、参画しているので、公共課題ということで良いと思います。
- ・ 「自分の責任」と理解するのか、「相手の責任」と理解するのともうひとつ見えないので、「相互に」という言葉が前に入る方が良いと思います。

(委員)

- ・ 同じく協働の定義についてですが、多様な主体という表現がわかりづらいので、市民、市議会及び市と置き換えた方がわかりやすいと思いますが...

(副委員長)

- ・ 伊賀市では「市民及び市、又は市民同士や各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。」と定義している。

(委員長)

- ・ その方が定義として正しいと思うので、伊賀市の例でいくのが良いと思います。

(委員長)

- ・ 参画及び協働については、自治の原則として掲載することは了解なのですが、文章がまだ定義されていないので、後で議論したいと思います。

(委員)

- ・ 自治会に加入しない人に対抗する手段として、加入を義務付ける内容を加えてはどうか。

(委員長)

- ・ コミュニティの項目で触れるのですが、任意団体である自治会への加入に強制力を持たせることはできません。
- ・ コミュニティーベースでみるとわかるのですが、入っている人はこのサービスを受ける権利はありますが、入っていない人は共益団体に属さないのだから、このサービスを受けることができない。自分で確保してくださいというのは、暗黙の前提だと思っています。

(委員)

- ・ 一人暮らしの世帯でも家族の多い世帯でも、会費・区費は同額なので、平等性の問題があります。

(委員)

- ・ 市民の定義について「市内で活動する団体等をいう。」となっていますが、団体にかかわっている人とか個人という表現でなくてもよいのか。

(委員長)

- ・ 市内で活動する団体等を市民とするのは、コーポレート・シチズン(=法人市民、団体市民)ということで、法人会員と同じようなものです。政治学的シチズンの概念に起因するものです。
- ・ 会社、団体といっても名張りに拠点を置いて、水を使い下水も流しているということで、市民として意識を持って下さい、社会にも貢献して下さいという思想です。

(副委員長)

- ・ 市政への市民参画についてですが、計画策定 - 施策実施 - 評価 - 修正というサイクルが表現されていない。
- ・ 参画というからには「参画」を保障しなければならないと思います。
- ・ 意見を求めるだけでなく、市政への参画を保障する表現が必要だと思う。

(委員長)

- ・ パブリックコメントはこのあたりに入るのか。

(事務局)

- ・ この中に、パブリックコメント自体が包含されるという考え方で、今の案ではパブリックコメントという形で規定していません。

(委員長)

- ・ 先程の副委員長の意見ですが、政策の形成あるいは決定過程、政策の実行過程、政策の評価過程、政策の修正・加工過程、各プロセス全部に渡って、市民の参画がないと協働というものは完成しないという思想だと思いますので、この辺りをもう少し細やかに表現して下さい。
- ・ そうすると、事前の参画過程、意思形成過程、決定過程くらいでは弱いので、評価過程まで市民が参加することが参画であり、責任についてもそのような流れにできないかと思います。

(事務局)

- ・ 前回、行政評価のところ、評価結果を公表することが参画につながると説明をしましたが、先程の副委員長の意見を反映して、参画の形態というか過程をきっちり押さえる形で修正したいと思います。

(委員長)

- ・ 前回、議論したのは行政分野のところでしたが、このように、市政への市民参画については、行政運営の面でジョイントする部分があると思います。

(委員)

- ・ 重要な計画策定の場合、条例の制定と改廃、または施策を実施しようとするとき、市民に情報を提供し、パブリックコメントなどで意見を求めなければならない。と なっていますが、意見を求めてどうするのか。また、要綱の場合はどうするのかで すが、条例の場合は、議会で審議して条例を制定しますが...
- ・ 施策を実施しようという場合は、事前に市民に公表しなくてはならないわけですが、要綱の場合は悪く言うと一方通行で止めることもできるので、要綱の場合どの ように扱うのか説明をしてもらいたい。

(事務局)

- ・ 重要なものは条例化する方向性にはありますが、規則・要綱の場合も市民生活に影響のある場合は、市民の意見を聞くことが非常に重要です。ついでに、条例だけでは なく、条例等という表現に改めます。

(委員長)

- ・ 重要な施策に関することを要綱で決めるというのは、脱法行為に等しく、原則的 として、要綱行政はありえないので、それについては信用しても良いと思います。
- ・ ここはパブリックコメントの原則であり、参画と協働の原則でもあるので、もう 少しプロセスが全部にまたがって、実施性がはっきりするように書き直して下さい。

(委員)

- ・ 市民投票よりも住民投票に、言葉を統一した方が良い。
- ・ 岸和田市の例が示されているが、ここまでの内容に踏み込むのか。
- ・ 特に「(六)住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む18歳以上の住民 とする。」となっているが、個々のケースで審議する方が良いのではないのか。
- ・ 他市の事例では、議決は記載されていますが、議会の発議に関する記述はありま

せん。そこまで書く必要があるのかどうか分かりませんが...

(副委員長)

- ・ 「(二)定住外国人を含む18歳以上の住民は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求することができる。」という内容については、議論を尽くして、地方自治法の規定を越えた規定とするのか。
- ・ また、成立要件を定めるか否かがポイントです。

(委員)

- ・ 「(七)市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」となっているが、「尊重」とは...

(委員)

- ・ 市町村合併の住民投票の際も、結果を尊重するとなっていました。信じていただきたいと思います。

(委員長)

- ・ 尊重するとなっているのに、尊重しなかったケースはあります。その場合、住民の審議を問うた投票結果を無にしたということで、その首長さんは次の選挙で落選することもあります。尊重というのは、それを覚悟でやるということです。
- ・ 条例上違反だから、無効だとかいう歯止めをかけないで、本人の政治責任に歯止めをかけるという思想です。
- ・ 合併の住民請求の場合は6分の1以上ですが、6分の1以上の連署があれば、法定協議会を設置しなければならないという義務規定になるので、6分の1以上の規定は当然だと思います。
- ・ 6分の1以上の規定を設けることについては、みなさんで決断する必要があると思います。
- ・ 年齢も20歳以上の選挙人名簿に登載されている人(選挙人名簿への掲載要件)はもちろんですが、外国人登録住民や18歳以上の人についても拡大するかどうかという決断があります。

(委員)

- ・ 市町村合併の住民投票で、私は18歳以上に投票権を与えるべきというパブリックコメントを提出したが、結果は18歳以上にならなかった。前例も踏まえて、決すべきだと思う。
- ・ 名張に住む外国人の方は、これから多くなると思います。勤労に励んでいる外国

の方も沢山いるので、当然ながら外国人の方にも選挙権を与えるべきだと思います。

- ・ 市町村合併のときの住民投票条例に採用された文言についてですが、これが前例として存在するので、その都度変更することも大事なのですが、自治基本条例についてはある程度の基本的なスタンスで望むべきだと思います。

(事務局)

- ・ 別の視点でみると、投票資格が増えることで、分母も増えて、署名に必要な人数のハードルが高くなります。
- ・ 自治基本条例の中で、市民投票を位置づけているところで 20 歳以上としている事例は少ないです。また、定住外国人についても含むとしているところがすべてです。

(委員長)

- ・ 20 歳以上とするのであれば、自治基本条例で規定する必要はないと思います。あえて自治基本条例で書くなら、地方自治法の規定以上に幅を緩めるという決断がいたると思います。
- ・ また、住民投票の成立要件を設けるか否か、あるいは結果の尊重もしくは遵守、厳守のいずれにするかという決断も必要です。

(事務局)

- ・ これは岸和田の例ですが、有権者名簿の総数の 6 分の 1 とは言っていません。
- ・ 名張の場合、前回の参議院選挙で有権者は 67,000 人で 6 分の 1 は 11,000 人程ですが、18 歳以上に引き下げると、有権者は 69,000 人となり、6 分の 1 は 1 千人程増えて 12,000 人程になります。

(委員長)

- ・ 発議権は 20 歳以上に限定して与えて、投票権は 18 歳以上という二段構えで与えるということだと思います

(委員)

- ・ 市町村合併の住民投票の際は、投票に責任を持つことのできる年齢ということで、20 歳以上としましたが、案件によっては中学生を対象に入れても良いと思います。
- ・ 発議権、請求権については幅広く考えて良いのではと思います。

(委員長)

- ・ 地方自治法上の権利主体ですが、義務による主体性を強制されているという批判もあります。
- ・ 外国人についても、その都度定めるということで良いと思います。

(委員)

- ・ 外国人については、規定に入れるべきだと思います。

(委員長)

- ・ その都度定めるのでは足りないということですか。

(委員)

- ・ 市職員の採用についても、国籍に関する条項が撤廃されました。

(委員長)

- ・ 外国人について、規定するということが異議はありませんか。

会場内で異議なし

- ・ 年齢については、いかがですか。18歳、20歳、15歳とありますが、「18歳以上を原則とする」と有効選挙権に入れるということによろしいですか。

会場内で異議なし

- ・ 成立要件ですが、投票率 50%に満たない場合は無効とし、有効投票率を 50%とすることによろしいですか。

会場内で異議なし

(委員)

- ・ 発議権についてですが、市長に請求しようと思えば、現状では1万人以上の署名が必要になりますが、議会に対する請求については50分の1以上に引き下げてはいかがですか。合併の場合はそういった要件だったと思いますが...

(委員長)

- ・ 署名の制定改廃請求の場合は6分の1で成立します、50分の1の場合は議会で審議してもらうこととなります。6分の1の規定を使うかどうかですが、ハードルとしてそんなに高いわけではありません。

(委員)

- ・ 議員立法が出来てきたら、(議会と市民の)両方から上がってくると言うことで
すか。

(委員長)

- ・ 議員の12分の1で発議が認められているので、当然のことだと思います。
- ・ 書いていませんが、議会もイニシアチブを発揮できるので、教科書として使う場
合は議会もこれだけのアクションを入れるということで12分の1の規定を入れて
はどうですか。

会場内で異議なし

(副委員長)

- ・ 市政への参画の形態について、審議会のみが挙げられていますが、他に規定すべ
きではないでしょうか。

(委員長)

- ・ 審議会のほかに、公聴会・アンケート・世論調査・ワークショップ・タウンミー
ティングといったものを駆使するというので、その中に原則として、審議会・協
議会と何条かあって、そのうちのひとつとしてこの文章があるべきで、位置づけが
少し薄いのではというご意見です。

(事務局)

- ・ 附属機関としての審議会等を対象としているのですが、ご意見のようにワークシ
ョップ等についても配慮する必要があると思うので、さらに検討します。

(委員)

- ・ 基礎的コミュニティがしっかりしていないと、包括的コミュニティが展開してい
けないので、常日頃のコミュニケーションが必要である。

(委員)

- ・ 基礎的コミュニティこそ、これからの名張市に最も必要なものだと思います。
- ・ 自治会に不参加の人がいますが、みんなが入らないと構造的な問題を乗り越えて
いけない。
- ・ 市民主体の時代になっているのに、無関心なところが残念です。強制的に加入さ
せることはできないものかと思います。

(委員)

- ・ 地域づくり委員会についてですが、区や自治会に参加していない人や事業者にも参加を認め、幅広い組織にする必要があると思います。

(委員長)

- ・ 任意団体である自治会への加入に強制力を持たせることは、憲法違反になるのでできません。
- ・ 地域づくり委員会にはNPOにも入っていない、老人会にも、PTAにも関わっていないが、個人だけでも地域づくり委員会に関わりたいという回路も必要だと思えます。ということで企業が抜けています。個人市民が地域づくり委員会に入ることは可能だと思います。
- ・ 地域づくり委員会は公益団体ですが、自治会などは共益団体です。

(委員)

- ・ 地域づくり委員会の体力はどうか。14地区ありますがレベルは同じですか。

(事務局)

- ・ 地域によって、活動の実態が異なるので、一概に言えませんが、地域づくりが盛んになり忙しくなる程、役員さんの実態が大変な面があり活動すればする程、大変という課題をどうクリアするかが大変です。

(委員)

- ・ 地域づくり委員会でも、地域の企業を巻き込んで、徐々に活動を広げています。
- ・ 自治会に入っていない住民がいますが、災害の時はまず自分の家族が助かること、次は隣、そして地域を助けるという細かい運動を展開しつつ、自治会に入って頂くように常々お願いしています。しかながら、14地区が平均して進めるのは不可能です。
- ・ 旧村と一緒に地域になっている小規模な開発団地の住民については、一緒にやっていこうと、常々考えています。

(委員)

- ・ 区や自治会の活動は義務的に行われていますが、PTA・婦人会・文化・スポーツ等は趣味的団体の活動は目標があるので、結束しやすいという特色があります。地域づくり委員会も義務的な感じですが。

- ・ このふたつの団体の間を連携させる人がいないので、NPO を立ち上げて、それらを包含しながら活動をしています。
- ・ 例えば、草刈りやごみひろいを区でやるといっても、義務で出て来るだけですが、PTA でやるということちゃんと出てします。仮に、事故で足を怪我した場合、誰が補償するのかという問題が出るので、全てを網羅する NPO の活動で対応することにしました。
- ・ 祭りを中心に繋がりをもちたいと思っていますが、子どもを参加させようとしたら教育委員会に抑えられていて、その辺を突破できる方法がないものかと思っています。

(委員)

- ・ 自治会に加入していない人でも、カーブミラーや防犯灯は自治会のお金で設置しているので、間接的に利益を受けていることになるので...
- ・ 地域づくり委員会は、夢づくり地域予算制度の受け皿でしたが、自分たちのまちは自分たちでつくるというのではなく、活動の狙いというか目的をもう少ししっかり書いたほうが良いと思います。
- ・ 自己責任でまちづくりというのは言い方を換えると、どんなまちづくりになるかは勝手だよとっているような気がします。ある程度、理想を謳うような狙いをつけ加えるべきだと思います。
- ・ 地域づくり委員会、区制度、町内会関係をうまく文書化する必要があると思います。難しいかもしれませんが、先程の意見にあったように住宅団地と旧町村の問題についても、一緒に仲良くやるということも入れておく必要があります。
- ・ 要するに、コミュニティとしての捉え方であって、地域づくり委員会・区長制度・町内会・自治会制度がお互い力を出しあって、名張の特長を出しながら目的達成のためにということを一言書いておく必要があると思います。

(委員長)

- ・ 地域づくり委員会については、ゆめづくり地域予算制度の条例があって、その条例の中で受け皿として位置づけられています。地域づくり委員会の性格を否定するのではなく、地域づくり委員会に関する規定が必要だと思います。
- ・ 伊賀市の例ですが、分裂・重複することは認めていません。区域を分ける、合併することは認められています。
- ・ 基本的に、地域の計画づくりをしてもらうことが大切です。集まるのなら、パワーと規模の集積率、ネットワーク密度の上昇など、総合性を追及する必要があります。地域づくり委員会では、何から何まで議論してもらっても良いという原則に立つべきで、都市計画に至るまで学校教育も例外ではありません。

(事務局)

- ・ 自治基本条例では地域づくり委員会の本質のみに留めて、別の条例で定めるように考えています。

(副委員長)

- ・ 地域づくり委員会については、冒頭だけでも明確に書いておくべきだと思います。

(委員)

- ・ 教科書にするとされたように、一括で書いておいた方が良いでしょう。
- ・ 別の話ですが(地域づくり委員会は)住民の十分の一以上(で構成される)といったことも、あえて書く方が良いでしょう。
- ・ 地域づくり委員会への市の支援として、財政・指導のほかに、クレーマー(苦情処理をする人)を置いて欲しい。

(委員)

- ・ 地域づくり委員会が発足する際、新たに改革するというので、最初は確かに体力も、知力も必要なので、ひとつの路線を引いていただかないといけないと思いますが、地域によって住むところが違うし、生活も違うので、基本的にまちづくりは行政に任せていてはいけないと思います。

(委員長)

- ・ コミュニティのベースとなる自治会は任意団体ですが、地域づくり委員会は条例設置の公的な組織です。だからこれは大変位置づけが重たい。だからと言って区長会だとか町内会を軽んじるものではありません。
- ・ もうひとつ、地域委員会ができたなら区長会や自治会が一部変わるのかという誤解がありますが変わりません。自治会や町内会では足りない部分を補い、パワーを横つなぎ、もっと逆にエネルギーが上手く繋がります。力を結集してもっと大きいレベルの仕事が出来るように持ち上げていこうという組織ですから、何も消えるという団体はないと思います。

(委員)

- ・ コミュニティ 近隣政府とは、どういう意味か。

(委員長)

- ・ 「委員会は、市が行ってきた事務等を市に代わって行うことができる。この場合、市は、事務の執行等に必要な経費の一部又は全部を委員会に支払うものとする。」ということです。

(委員)

- ・ そういうこともわきまえれば整理されるし、先程の意見もそのとおりだと思います。行政の一部なのだと住民の皆さんもまちづくりに携わっておられる方々も位置づけをきちんと頭に入れると問題はないのではないかと思います。横の線と縦の線とそれぞれがどのように絡まるのかを今の文章で整理できれば良いのではないか。

(委員)

- ・ 地域づくり委員会に指導力、権限を持たせるのもダメですか。

(委員長)

- ・ 自治ですから、指導・非指導の関係は存在しません。合意の上で権力が発生するわけですから、はじめから指導的な立場、非指導的な立場というのは住民自治協議会とか地域づくり委員会にはありません。
- ・ 皆さんが納得の上で、あの人が決めたルールだから従わないといけないという歴史が生まれたら、その時に指導・非指導は生まれますが、自分たちの作った自己権力ですから当然構いません。
- ・ それからもうひとつの観点として、行政側がお金を渡す、あるいは執行する際に地域づくり委員会の結束力、結集度、総合的に請け負ってきたものを抱え込む課題の多数さ、例えばこれだけある団体のうち3分の1しかできないとなると公共性は下がる、沢山増えるほど公共性が上がってきて自己権力性が高まります。反対に、それだけ行政もいうことを聞かざるを得ない。頑張れば、頑張るほどそこにお金と権力が集積します。

(委員)

- ・ 美旗地区では、地域を丸め込んでいきたいという気持ちから、古墳でお月見コンサートを開催することになりました。とにかく、出ていただける方全員に出ていただいて、子供たちに季節を味あわせたいということで、お団子づくりしたところ、沢山の参加がありました。

- ・ 次に考えたのは、朝の散歩されている方、犬の散歩をされている方をお願いして通学路を散歩いただくとともに、子どもたちの様子を見ていただくということでジャンパーづくりをしました。
- ・ 何かを投げかけ訴えて、向こうから返ってきたときに何名でもいいから参加いただこうという形で地道な活動ですが、区と地域づくり委員会が一体になって地道な活動をしています。
- ・ 90歳のおばあちゃんにも、赤いジャンパーを着ていただいています。これまで子どもたちへの声かけはありませんでしたが、何かあったら赤いジャンパーを着ている人に声をかけるように子供たちに教えています。
- ・ 先日の餅つきでも、ジャンパーを持っている人は全員そのジャンパーを着てくるということで...

(委員長)

- ・ 先程の指導力に関するご意見ですが、条例が権限を委任して、新に行政がこれだけの権限を渡すからお願いします。という立場でないと物が言えないということだと思います。
- ・ 地域コミュニティとか地域コミュニティ団体は水平統治の世界です。政府的な垂直統治のことをガバメント、水平統治のことをガバナンスと言います。
- ・ 企業でもコーポレートガバナンスとっています。社長が命令する会社はどんどん潰れていきます。むしろ、みんなが認めることのできる権威を創る。それができないようなら、その集団は潰れるだけです。
- ・ 地域づくり委員会を作っても中味がなくなったら崩壊すれば良い。そういうところは団体を支える能力が無いのだから、お金を出す必要もありません。
- ・ 共益社会、公益社会への参加に気づかない人には、気づくチャンスを創ればいいですし、拒否しているなら入れる必要はありません。その場合、自分のことは自分で片付けて下さいというしかありません。これからそういう時代だと思います。暇がない、時間がないという忙しい人は、ご自分のお忙しい世界で助けてもらって下さいということです。私はそれくらいはっきり割り切るべきだと思います。これまで企業が助けてくれましたが、企業にもその余裕は失われつつあります。

(委員)

- ・ 考え方として、もっとマトリックスである方がよいと思います。この図のように、横に串刺しするのがボランティアとか野球のチームとかそういうもので、地域づくり委員会などが野球のチームの協力、あるいはボランティアの協力を募ることによって、縦と横のマトリックスになります。

- ・ 地域づくり委員会や区に参加しない人でも、野球チームに入っているかもしれませんし、別の趣味の団体に入っているかも知れません。無理に、縦の繋がり(地域)だけに、固執せずに様々なものとリンクするのが良いと思います。

(委員長)

- ・ コミュニティと市民公益活動については、議論が尽くせたと思います。
- ・ 地域づくり委員会のイメージをもう少し明確に条例の中で、頭出しをしてもらいたいと思います。それを受けた地域づくり委員会の条例という形にしたいと思います。
- ・ コミュニティ団体と地域づくり団体との関係については各委員会で様々な事情や違いがあり、やはり皆がここからは出て行かない、あるいは出ていけないということにならないと自治は生まれません。出て行くという人たちが、いつまでもいる限り、安定したものとなりません。そういった思考の人達が高齢者になるということも現代社会では仕方のないことですが、若い人たちにもっと広めていくことが地域づくり委員会の仕事でもあるのではないかと思います。
- ・ 全てにわたって、地域づくり委員会が協力するのも仕事で、地域づくり委員会の下に各団体がある訳ではなく、各団体や地域が基礎にあって地域づくり委員会があるのでその順番を間違わないようにしなければなりません。

(委員)

- ・ 自治基本条例が制定されたら、区長制度はどうなるのか。

(事務局)

- ・ 市として、明確な方向性を出していませんが、基礎的コミュニティは基礎的な部分としてなくてはならないものです。
- ・ 今は区長という規則の中で、区の位置づけをしていますが、もっと柔軟な方向になっていくのが良いのではないかという感覚を持っています。いずれにしても、基礎的コミュニティである現在の区との関わりは継続していく形になると思います。

(委員長)

- ・ 原則的として、地域づくり委員会は存在するので、現状を条例によって担保することになります。まだ、区長制度の議論には至っていません。関連する重要な問題ではありますが...、区長制度を触るのは難しい問題で、その場合は区長の合意をとらなければなりません。
- ・ 次回は、市民公益活動について、討議したいと思います。

- ・ 名張市の場合は、コミュニティ団体を基礎とした地域づくり委員会の形成と併せて、個人をベースとした課題・目的別の市民結集型、NPO 活動も応援することで、縦と横ふたつのスタンスで市民活動を活性化したいということです。

(副委員長)

- ・ コミュニティについてですが「市は、コミュニティの役割を尊重するとともに、必要な施策を講じなければならない。」となっていますが、市民も市を尊重するという表現が必要だと思います。主語を整理した上で、協働のまちづくりの話を進めた方が良いと思います。

(委員長)

- ・ 条例の最高規範性についてですが、自治基本条例に全く反する条例が制定された場合、これは条例違反となります。優先順位はこちらの方が上ということを宣言するわけです。同じ条例なので、法律的な序列からいうと差はありません。
- ・ この規定があるがゆえに条例の基本原則、基本理念に反するものは自動的に無効とまでいいませんが、政治的責任が発生します。
- ・ (自治基本条例の改廃には) 4分の3以上の議決が必要という規定をしているところもありますがそこまではいかないということで、よろしいですか。

(委員)

- ・ 労働基準法と就業規定の関係と同じですか。

(委員長)

- ・ まだ、事例がないので、私にもわかりません。あくまでも個人的な見解です。同格のものだけども、片方のいうことを破るのは無効とする考えもあります。また、無効ではなく成立する。しかし、政治的に責任は問われるという説もあります。法律の場合、後から作ったものが、前のものを破るという解釈は問題があります。
- ・ 国及び三重県との関係については、対等の立場ということになります。

(委員)

- ・ 対等の立場までいなくても、連携・協力の方が良いのでは...

(委員長)

- ・ (国及び三重県とは) はじめから対等なのですが...
- ・ 対等ということが市民の常識になっていますか。成っていないようなら、なおさら入れた方が良くと思います。

(委員)

- ・ 自治基本条例は市長が交替しても変わらないのか。

(委員長)

- ・ 変わりません。

(委員)

- ・ 現在は地域づくり委員会ですが、以前はまちづくり委員会と呼ばれていました。様々な考え方(呼び方)がありますが、表現(呼び方)は変えない方が良いと思います。

(委員長)

- ・ 次回、市民公益活動の議論をします。本日のコミュニティと市民公益活動の部分及び参画と協働について、整理した文案に近いものでもう一度(議論を)させて下さい。

(事務局)

- ・ わかりました。

(事務局)

- ・ 本日、お渡しした資料について説明します。市民公益活動の促進にかかる基本指針とその概要をお渡ししました。第1回の委員会で、ファイルの一番後ろの方に昨年11月から本年7月までの間に、各団体や公募の市民の方々にご検討いただいた報告書をご覧顶きましたが、それを元に基本指針を作らせていただきました。
- ・ それと各地の市民公益活動に関する条例の企画表を資料として、お渡ししましたので、またご覧頂きたいと思います。

(委員長)

- ・ 次回は年明けの1月14日ですが、配布された市民公益活動関連の資料を忘れないように、また前もって読んでおいて下さいということです。

(事務局)

- ・ 説明はしていないのですが、今後の予定の修正版で入れています。次回は1月14日、第7回が1月25日ということになっていますので、よろしくお願ひします。